

## 見 積 競 争 の 公 告

国立大学法人筑波大学において、次のとおり見積競争を実施します。

### 1. 見積競争に付する事項

- (1) 件 名 セントラルモニタ CNS-6201 修理
- (2) 対 象 機 器 別紙仕様書のとおり
- (3) 業務完了期限 令和5年9月30日
- (4) 業 務 場 所 仕様書のとおり

### 2. 仕様書等関係書類交付方法

仕様書等関係書類は、本公告に添付する。

### 3. 見積書の提出場所等

- (1) 場 所 茨城県つくば市天久保2丁目1番地1  
国立大学法人筑波大学病院総務部管理課
- (2) 連 絡 先 (担当) 串田 電話番号 029-853-3063
- (3) 見積書提出期限 令和5年5月24日 12時00分  
見積競争結果については、電話等により行う。

### 4. 見積の方法

- (1) 国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準を熟知し、仕様書及び契約条項を承諾のうえ、見積るものとする。
- (2) 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積もること。

### 5. 見積競争に参加する者に必要な資格

- (1) 国立大学法人筑波大学財務規則施行規程(以下「規程」という)第46条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 規程第47条の規定に該当しない者であること。
- (3) 国の競争参加資格(全省庁統一資格)又は国立大学法人筑波大学の競争参加資格のいずれかにおいて令和5年度に関東・甲信越地域の「役務の提供等」の「A」、「B」、「C」又は「D」等級に格付けされている者であること、または当該資格を有しない者であって、過去1年以内に本学との取引実績を有する者であること。
- (4) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律に基づいて医療機器の修理業の許可を得ている者であること。
- (5) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

### 6. 請書の作成等

契約締結に当たっては、請書を作成する。(契約保証金は免除)

7. 契約の方式

- (1) 最低価格の見積書を提出した者及び次順位者を契約予定者として、価格交渉を行う。
- (2) 契約予定者との価格交渉により、本学の希望価格の範囲内において最低価格を提示した契約予定者を契約の相手方とし、契約金額を決定する。

以上

令和5年5月17日

国立大学法人筑波大学  
分任契約担当役  
附属病院長 原 晃

## 見積書提出の注意事項

- 1 見積書提出期限 令和5年5月24日 12時00分  
(郵便(書留郵便に限る。)又は宅急便(以下、「郵送等」という。)で発送する場合には提出期限までに必着のこと)  
提出場所 〒305-8576  
茨城県つくば市天久保2丁目1番地1  
国立大学法人筑波大学病院総務部管理課 維持管理係  
電話番号: 029-853-3063
- 2 見積書作成の注意
  - (1) 見積金額は算用数字を用いて明確に記入すること。
  - (2) 住所氏名を記入し押印すること。
  - (3) 日付を必ず記入すること。
- 3 上記注意事項に適合しない見積書は無効とすることがある。
- 4 契約決定に当たっては、見積書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、見積者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかと問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載すること。
- 5 いったん提出された見積書は引換え、変更、取消しをすることができない。
- 6 この契約費必要な細則は、以下によるものとする。
  - ・国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則  
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/disclosure-ho-kisoku/s-03/>
  - ・役務提供契約基準  
<https://www.tsukuba.ac.jp/about/bid-contract/#kijun>

## 仕 様 書

1. 件 名 セントラルモニタ CNS-6201 修理
2. 完 了 期 限 令和5年9月30日
3. 業 務 内 容 日本光電工業社製 セントラルモニタ CNS-6201 の  
セントラルモニタ本体を交換する。  
【対象品目】  
セントラルモニタ本体 PU-621R
4. 支 払 代金は1回で支払うものとし、当該作業履行確認後、適法  
な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うも  
のとする。
5. そ の 他 (1)本仕様書の内容に疑義が発生した場合、両者協議のうえ  
解決するものとする。  
  
(2)本契約に必要な細目は、国立大学法人筑波大学契約事務  
取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。  
  
(3)その他詳細については、本学職員の指示によるものとする。

## 請 書 (案)

件 名 セントラルモニタ CNS-6201 修理  
対象機器 日本光電工業社製  
セントラルモニタ CNS-6201

代 金 額 金 円也

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額金 円也 (消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方消費税法第72条の82及び第72条の83の規定により算出したもので、代金額に110分の10を乗じて得た額である。

上記の作業 (以下、「作業」という。) を、下記条項により履行することをお請けします。  
記

- 第1条 請負者は、別紙仕様書に基づき、作業を履行するものとする。  
第2条 完了期限は、令和5年9月30日までとする。  
第3条 請求書は、国立大学法人筑波大学病院総務部管理課に送付するものとする。  
第4条 請負代金は1回で支払うものとし、当該作業履行確認後、適法な請求書を受理した日から起算して40日以内に支払うものとする。  
第5条 契約の細目は、国立大学法人筑波大学契約事務取扱細則及び役務提供契約基準によるものとする。

令和 年 月 日

国立大学法人筑波大学  
分任契約担当役  
附属病院長 原 晃 殿

請負者